最終更新日:2015年11月25日
株式会社 ゴルフ・ドゥ
代表取締役社長　伊東　龍也
問合せ先:取締役　経営管理本部長　大井　康生
証券コード:3032
http://www.golfdo.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

1. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方
当社は、「ゴルフ・ドゥ！ブランドを通して、世界の人々に夢と感動と心の満足を提供する」を会社理念とし、ゴルフ・リユース事業の先駆者として事業展開を行っております。その中で、遵法経営と株主価値の向上を目標に経営効率を追求し、その結果については透明性の高い情報開示を通じて社会的責任を遂行します。また、企業価値の向上と経営の長期安定化を実現するため、コーポレート・ガバナンスの強化を最重要課題として認識し、諸施策を実施しております。

2. 経営上の意思決定、執行及び監督に係わる経営管理組織、その他コーポレート・ガバナンス体制の状況
当社では、業務執行上の重要な経営課題については、最初に経営会議で十分な審議、検討を行い、その結果を踏まえて取締役会で会社としての意思決定を下しております。また、それぞれの責任範囲を明確にしたうえで取締役会が一部業務執行に関する決定権限を経営会議に委譲し、迅速な意思決定による効率的な経営を推進しております。
（1）経営会議は、取締役と室長、本部長から構成されており、原則毎月2回開催されております。
（2）取締役会は、社内取締役4名と社外取締役2名の合計6名で構成されており、定例取締役会は毎月1回、臨時取締役会は必要の都度開催されております。
（3）監査等委員会は、監査等委員である取締役3名で構成されており、定期的及び必要の都度開催されます。また、監査等委員会は取締役の職務執行について監督します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を実施しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
松田芳久	573,200	43.71
佐藤智之	133,229	10.16
ラオックス株式会社	40,000	3.05
佐藤弘子	31,300	2.38
楠木哲也	31,000	2.36
伊東龍也	18,500	1.41
株式会社丸三	16,300	1.24
浅沼和彦	14,000	1.06
フォーク株式会社	13,200	1.00
今井みき	13,000	0.99

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	名古屋 セントレックス
決算期	3 月
業種	小売業

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
志村　孝典	他の会社の出身者											
安野　憲起	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
志村　孝典	○	○	―――	当社社外監査役としての14年間の経験を通じて、当社への理解も深いことから、職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。
安野　憲起	○	○	―――	司法書士として、法務・財務に関する相当程度の知見を有しており、また司法書士事務所所長として数多くの企業の法務について経験を有していることから、職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）

監査等委員会	3	0	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき組織として監査等委員会室を設けており、監査等委員会規程及び監査等委員会監査基準に監査等委員会室に所属する補助使用人の独立性の確保について定めております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は会計監査人より監査報告を受け、重大事項が発生した場合は会計監査人と適宜協議を行います。また、監査等委員会は、内部監査部門より毎月1回報告書が提出され、監査等委員会へも内部監査部門から内部監査人が出席し、監査等委員会と情報や意見の交換を行います。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

平成27年6月26日開催の株主総会において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ組織が変更されましたので、これまでの取締役に対するインセンティブ付与は全て白紙となりました。なお、再度実施する場合は、株主総会で決議が必要となります。

ストックオプションの付与対象者	従業員

該当項目に関する補足説明

平成27年6月26日開催の株主総会において、業績向上に対する従業員の意欲や士気を高め、企業価値の向上を図ることを目的とし、従業員に対し新株予約権の付与を決定いたしました。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成27年3月期（自　平成26年4月1日　至　平成27年3月31日）の取締役及び監査役に対する報酬額は以下の通りです。
取締役3名に対する報酬額　5,037万円（うちストックオプション　957万円）
監査役3名に対する報酬額　　840万円（うち社外監査役2名　120万円）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬限度額（総額）は、平成12年6月5日開催の株主総会において、1年間の報酬限度額1億6,000万円以内でご承認いただいております。それぞれの取締役の報酬額につきましては、業務執行の貢献度合いを鑑み取締役会にて決定されております。
監査役の報酬限度額（総額）は、平成12年6月5日開催の株主総会において、1年間の報酬限度額2,000万円以内でご承認いただいております。それぞれの監査役の報酬額につきましては、監査役の協議によって決定されております。
なお、監査等委員会設置会社への移行に伴い、平成27年6月26日開催の株主総会において、取締役（監査等委員であるものを除く）の年間報酬限度額（総額）を1億6,000万円以内、監査等委員である取締役の年間報酬限度額（総額）を2,000万円以内でご承認いただいております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役2名は、取締役会にて報告を受け必要な意見を発言することと併せ、取締役としての職務執行の監督権限が付与されております。また、監査等委員会にて内部監査部門より内部監査を主とする報告を受けることと併せ、監査等委員としての監査権限を付与されております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社では、業務執行上の重要な経営課題については、ます委員会や経営会議で十分な審議、検討を行い、その結果を踏まえて取締役会で会社としての意思決定を下しております。また、それぞれの責任範囲を明確にしたうえで、取締役会が一部業務執行に関する決定権限を経営会議に委譲し、迅速な意思決定による効率的な経営を推進しております。さらに、執行役員制度を導入し、業務執行に関する意思決定の迅速化、意思決定機能と執行機能の分離及び執行責任の明確化、戦略経営の強化等を図っております。
（1）リスク管理委員会は、取締役と室長、本部長、内部監査部門から構成されており、必要の都度開催されております。
（2）賞罰委員会は、代表取締役社長が任命する委員により、必要の都度開催されております。
（3）経営会議は、取締役と室長、本部長から構成されており、原則毎月2回開催されております。
（4）取締役会は、社内取締役4名と社外取締役2名の合計6名で構成されており、定例取締役会は毎月1回、臨時取締役会は必要の都度開催されております。
（5）監査等委員会は、社内取締役1名と社外取締役2名の合計3名で構成されており、内部監査部門と連携し必要の都度に各事業部から業務執行に関する報告を受け、また取締役の業務執行状況を監督します。
（6）会計監査人は、有限責任監査法人トーマツを任命しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

監督及び監査の両面から、より取締役会の機能強化を図ることができ、また取締役の業務執行について一定の牽制を行えるため、更なるコーポレート・ガバナンスの強化につながることから、現在の体制を選択しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	http://www.golfdo.jp/ir/に決算短信、決算説明補足資料、有価証券報告書、株主通信、ニュースリリース、株式取扱いご案内、株主総会関連資料等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	取締役経営管理本部長が財務・情報取扱責任者で、経営企画室が事務連絡担当部署であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	行動規範・指針で、ステークホルダーに対して誠実であり、ステークホルダーの立場を尊重することを定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	子ども虐待防止オレンジリボン運動に賛同し、チャリティゴルフ大会の開催等を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株主、投資家に対する情報開示に関しては「IR方針」を制定し、同方針に基づいて適時適切な開示に努めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システム構築の基本方針
1．当社ならびに当グループ各社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（1）当社ならびに当グループ各社は取締役及び使用人が、公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼されるコンプライアンス体制を維持し確立できるように会社理念、行動規範及び心得を定め、遵守させる。
（2）法令及び定款の遵守体制を確実にするために、グループ各社にリスク管理委員会を置き、取締役及び使用人のコンプライアンス意識の定着と運用の徹底を図るため、社内研修等必要な活動を推進する。
（3）当社ならびに当グループ各社の使用人は、法令及び就業規則のほか諸規程に基づき、法令遵守・企業倫理に則った行動のもと業務の執行に当たり、各部門は職制を通じて業務執行の徹底と監督を行うものとする。
（4）当社経営企画室にCSRチームを置き、グループ各社のコンプライアンス体制の整備・維持を図るものとする。また、内部監査部門として、「内部監査規程」ならびに「個人情報保護基本規程」に基づき各部門の業務監査・制度ならびに実態の監査を実施し、不正の発見、防止及び改善を図るとともに、その結果を定期的に取締役会に報告する。
（5）当社ならびに当グループ各社は違法行為等によるコンプライアンス・リスクの最小化を図るために、内部通報制度等の整備・構築として「ヘルプラインに関する規程」を設ける。
（6）当社ならびに当グループ各社の取締役会は、「取締役会規程」等の付議事項に関する関係規程を整備し、当該関係規程に基づき、当社の業務執行を決定する。
（7）当社は監査等委員会設置会社である。各監査等委員は監査等委員会が定めた「監査等委員会規程」及び「監査等委員会監査基準」等に基づき、法令及び定款の遵守体制に問題があると認められた場合は、改善策を講ずることを取締役会に求める。

2．当社ならびに当グループ各社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
（1）当社ならびに当グループ各社は取締役の職務執行に関する情報を文書または電磁的媒体に記録し、「文書管理規程」に従い、適切に保存及び管理する。
（2）当社経営企画室CSRチームは、取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理について監査を行う。

3．当社ならびに当グループ各社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
（1）当社ならびに当グループ各社の取締役会は事業継続性確保のためリスク管理体制を適宜見直し、問題点の把握と改善に努める。
（2）全社的リスク管理の主管部門である当社経営管理本部は、グループ各社ならびに各部門のリスク管理体制の整備を支援するとともに、全社的なリスクの把握及び取組み状況を点検し、グループ全体のリスク管理に関わる規則・規程・マニュアル等の策定にあたり、リスク管理の状況を点検し、改善を推進する。
（3）事業活動に伴う各種のリスクに対しては、それぞれのリスク管理を主管する部門が対応する。事業に重大な影響を及ぼす故障、情報漏洩、信用失墜、災害等の危機に対しては、緊急時の対策等に関連する規程・マニュアル等に定めるものとし、リスクが発生した場合には、これに基づき対応する。
（4）当社経営企画室CSRチームは、リスク管理体制について内部監査を行う。

4．当社ならびに当グループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（1）当社ならびに当グループ各社の取締役会は、取締役会規程に従い、毎月１回開催するほか、必要に応じて臨時に開催して、法令または定款で定められた事項及び経営方針その他経営に関する重要事項を決定する。
（2）取締役会の決議により、業務執行を担当する担当役員を選任する。担当役員は、取締役会で決定した会社の方針及び代表取締役の指示の下に、業務を執行する。
（3）業務の執行については、必要な職務の範囲と責任を「組織規程」「業務分掌規程」に定め、決裁の権限を「取締役会規程」及び「決裁権限明細表」に定める。

5．財務報告に係る適正性を確保するための体制
当社は業務の適正を確保するための体制、その他法令等に定める情報開示について適切な開示が行われるための体制を整備する。

6．当社ならびに当グループ各社における業務の適正を確保するための体制
（1）当社はグループ各社の運営面で、全てのステークホルダーに対し、説明責任を負う。
（2）グループ各社における管理部署を定め、グループ各社の管理規程に基づき管理を行う。
（3）グループ各社のリスク管理委員会は、リスク管理体制を構築し、運用する。
（4）当社経営企画室CSRチームは、グループ内取引の公正性を保持するため、必要に応じて監査を行う。

7．当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
監査等委員会の意見を十分に考慮した上で、監査等委員会の職務を補助する使用人を設置する。

8．前項の使用人の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
前項の監査職務を補助する使用人の独立性を確保するため、当該使用人の人事に係る事項の決定には事前に監査等委員会の同意を得ることとする。

9．当社の監査等委員会の当基本方針第7項の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の指揮命令に従わなければならないこととする。

10．その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制
（1）当社ならびに当グループ各社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び会計参与ならびに使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制
取締役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じて業務及び内部統制の状況等の報告を行い、当社経営企画室CSRチームは、実施した監査の結果等を報告する。
（2）当社ならびに当グループ各社の取締役、従業員等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制
取締役、従業員及び使用人は、法令、定款に違反する恐れのある場合、あるいは会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、当該事項に関する事項を速やかに監査等委員会に報告する。また、監査等委員会に対して直接通報を行うことができる体制としてヘルプラインを設ける。

11．前項の報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査等委員会へ報告を行った取締役、従業員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社ならびに当グループ各社の取締役及び従業員に周知徹底する。

12. 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係わる方針に関する事項
当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

13. その他当社監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（1）監査等委員会は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ適宜会合をもち、意見交換を行う。
（2）監査等委員会は、当社経営企画室CSRチームと十分な連携を図ることで、監査が実効的に行われることを確保する。
（3）監査等委員は、必要に応じて重要な会議へ出席し、必要があると認めるときに適法性等の観点から意見を述べること、及び重要情報を入手できることを保証する。

14. 反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容
（1）グループ各社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求に対しては、毅然とした態度で臨むものとし、断固たる姿勢で反社会的勢力との関係遮断に取り組む。
（2）グループ各社の従業員ハンドブックの行動規範・指針の中に「反社会的勢力とは一切の関係を遮断する」ことを明記し、社会の秩序や市民の安全に脅威を与えるような勢力との関係は理由の如何を問わずこれを排除する。
（3）日常における取引の中に、反社会的勢力の関係者または関連団体がもぐりこむことのないよう、取引先について信頼すべき調査機関によりこれを十分調査する。
（4）反社会的勢力に関する情報収集を怠らず、警察当局、顧問弁護士等、外部専門機関との緊密な連携を図る。また、こうした勢力と対峙した場合についての教育・啓蒙を継続的に行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

（1）グループ各社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求に対しては、毅然とした態度で臨むものとし、断固たる姿勢で反社会的勢力との関係遮断に取り組みます。
（2）グループの従業員ハンドブックに「反社会的勢力とは一切の関係を遮断する」ことを明記し、社会の秩序や市民の安全に脅威を与えるような勢力との関係は、理由の如何を問わずこれを排除します。
（3）日常における取引の中に、反社会的勢力の関係者または関連団体が潜り込むことの無いよう、取引先について信頼すべき調査機関に依頼し十分調査します。
（4）反社会的勢力に関する情報収集を怠らず、警察当局、顧問弁護士等、外部専門機関との緊密な連携を図ります。また、こうした勢力と対峙した場合についての教育、啓蒙を継続的に行います。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社は、社会的な公器を目指した遵法経営と、企業価値の向上を目標に経営効率の追求を目指しております。買収防衛策の導入は、「株主・投資家」と「経営者」が十分に議論を行い、両者が納得した上で導入されることが、企業価値を向上させる観点から重要であると考えており、現段階においては収益の拡大が企業価値の向上につながることを目指し、係るステークホルダーと双方の信頼をより強化すべく、一層緊密なコミュニケーションを図ってまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

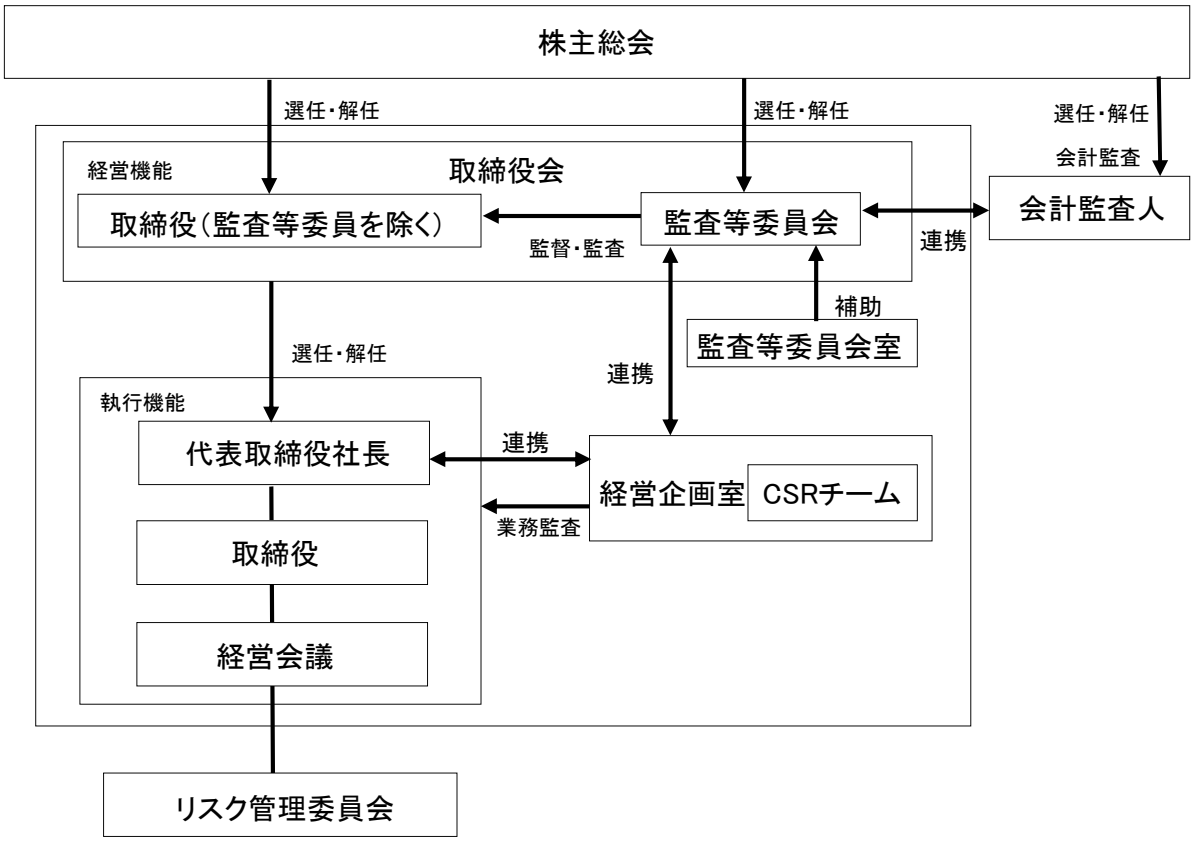
当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況

1. 会社情報の適時開示についての基本方針
当社では、会社理念に基づく企業活動を通じて企業価値の向上に努め、社会の持続的発展に貢献して行くために、全社員が主体的に実践していくこととしております。その中で、会社情報の開示のあり方として、「私たちは、適時・正確な情報開示を行い、経営の透明性を高め、持続的に企業価値の増大を目指します」と行動規範・指針に定めており、社内Webへの掲載や、従業員ハンドブックの携行等により、日常的に周知を図っております。
当社では、名古屋証券取引所の定める適時開示規則（以下、「適時開示規則」といいます）に則り、情報取扱責任者を定めるとともに、内部情報の管理及び開示に関する社内規程に従い、以下のとおり子会社を含めた内部情報管理体制を構築・運用し、投資者の投資判断に重要な影響を与える事実や決算情報等（以下、「重要情報」といいます）の適時開示を図っております。
また、このほか当社の判断により、当社をご理解いただくために有効と思われる情報についても、積極的かつ公平に開示しております。

2. 当社に係る情報
（1）決定事実に関する情報
・重要な事項については、取締役会（原則月1回開催）及び臨時取締役会において決定しております。
・決定された重要な事項については、適時開示規則に準拠し、開示の必要性を情報取扱責任者及び経営企画室にて協議し、開示が必要となる場合には、速やかに開示手続きをとっております。
（2）発生事実に関する情報
・当社に重要事実又は重要事実と推定される事実の発生、もしくはそれら事実の発生が想定される場合、当該事項の所管部は速やかに経営管理本部及び経営企画室へ連絡しております。
・発生した重要な事項について開示が必要となる場合には、経営企画室は情報取扱責任者に報告の上、速やかに開示手続きをとっております。
（3）決算に関する情報
・決算に関する情報については、経営管理本部及び経営企画室は取締役会での承認・報告の後、速やかに開示手続きをとっております。また、業績予想の修正等については、修正内容が明確になり次第、速やかに開示手続きをとっております。

3. 子会社に係る情報
各子会社に係る重要情報については、各子会社を管理する主管部が経営管理本部及び経営企画室へ連絡し、開示が必要となる場合には情報取扱責任者及び経営企画室が速やかに開示手続きをとっております。
・上記2及び3において、重要事実に該当するかどうか疑わしき場合は、関連部署の協議に基づき情報取扱責任者がこれを決定しております。
・金融商品取引法に基づく重要事実等の開示については、電子開示システム（EDINET）を通じ、有価証券報告書、臨時報告書等を関東財務局宛に提出しております。

4. 重要事実の開示手続き
重要事実については、情報取扱責任者及び経営企画室が協議の上、速やかに開示をしております。なお、重要事実の開示は情報取扱責任者が、東京証券取引所が提供する適時情報開示伝達システム（TDnet）や当社ホームページ、名古屋証券取引所における記者会見及び資料投函等で行っております。また、情報開示後の投資家、報道機関等からの問い合わせについては、経営管理本部及び経営企画室にて対応しております。


株主総会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
会計監査
経営機能
取締役会
取締役（監査等委員を除く）
監査等委員会
会計監査人
監督・監査
連携
補助
監査等委員会室
選任・解任
連携
執行機能
代表取締役社長
連携
経営企画室
CSRチーム
取締役
業務監査
経営会議
リスク管理委員会